

令和2年6月に公布した条例

条例番号	条例名	制定改廃等の理由及び概要	所管課名
第19号	市議会政務活動費の特例に関する条例	<p>【理由】</p> <p>政務活動費を3箇月分減額することに伴い、制定の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>令和2年7月1日から令和2年12月31日までの政務活動費の月額から100分の50に相当する額を減じるもの</p>	議会事務局庶務課
第20号	伊勢崎市議会議員及び伊勢崎市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律による公職選挙法の一部改正に伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 選挙公報の掲載文について電磁的記録により提出することを可能とするもの</p> <p>(2) その他条文の整備を図るもの</p>	選挙課
第21号	伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>わがまち特例に係る課税標準の特例を定めること及び地方税法等の一部を改正する法律等による地方税法の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 延滞金関係</p> <p>ア 第2条関係</p> <p>(イ) 特例基準割合を延滞金特例基準割合に改めるもの</p> <p>(ロ) 法人住民税の納期限を延長した場</p>	市民税課

		<p>合の延滞金の加算割合を1パーセントから0.5パーセントに改めるもの</p> <p>イ 第3条関係</p> <p>引用する項ずれを改めるもの</p> <p>(2) 個人市民税関係</p> <p>ア 第2条関係</p> <p>(7) 新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止されたイベント等の入場料等の払戻しを請求しなかった場合に、放棄した金額を寄附金税額控除の対象とするもの</p> <p>(4) 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、住宅借入金等特別税額控除について、13年の特例適用を1年延長するもの</p> <p>(7) 個人住民税の人的非課税措置について、寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に追加するもの</p> <p>(5) 都市計画区域内にある低未利用土地等の譲渡について、長期譲渡所得の特別控除を加えるもの</p> <p>(7) 引用する項ずれを改めるもの</p> <p>(3) 法人市民税関係</p> <p>ア 第3条関係</p> <p>法人税における連結納税制度の廃止に伴い、規定を整備するもの</p> <p>(4) 固定資産税関係</p> <p>ア 第1条関係</p> <p>(7) 調査を尽くしても固定資産の所有</p>	
--	--	--	--

		<p>者が不明な場合において、当該固定資産の使用者を所有者とみなす規定を加えるもの</p> <p>(イ) 固定資産の相続登記が完了するまでの間における現に当該固定資産を所有している者による申告に係る規定を定めるもの</p> <p>(ロ) 特定水力発電設備に係る課税標準の特例を定めるもの</p> <p>(ハ) 新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構造物に対する固定資産税の課税標準の特例を定めるもの</p> <p>(ニ) 新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例を定めるもの</p> <p>(ホ) 引用する項ずれを改めるもの</p> <p>イ 第2条関係</p> <p>引用する条ずれを改めるもの</p> <p>(5) 軽自動車税関係</p> <p>ア 第1条関係</p> <p>軽自動車税の環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするもの</p> <p>(6) 市たばこ税関係</p> <p>ア 第2条関係</p> <p>1本当たり0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定について、当該葉</p>	
--	--	---	--

		<p>巻たばこ1本をもって紙巻たばこ0.7本に換算するもの</p> <p>イ 第3条関係</p> <p>1本当たり1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定について、当該葉巻たばこ1本をもって紙巻たばこ1本に換算するもの</p>	
第22号	伊勢崎市都市計画税条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>引用する条ずれ等を改めるもの</p>	資産税課
第23号	伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>省エネ性能について簡易な評価方法を用いた建築物の認定に係る手数料を徴収することに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 低炭素建築物新築等計画、建築物エネルギー消費性能向上計画及び建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定について、共同住宅等の共用部分を含めない評価方法による場合の手数料の算定方法を条文に加えるもの</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定について、仕様を固定値とした評価方法による場合の手数料を条文に加えるもの</p>	建築指導課
第24号	伊勢崎市国民健康保険条例の一	<p>【理由】</p> <p>新型コロナウイルス感染症に感染した又</p>	国民健康保険課

	<p>部を改正する条例</p>	<p>は感染の疑いがある被用者に対して傷病手当金を支給することに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>国民健康保険被保険者である被用者のうち、次の項目に該当する場合に傷病手当金を支給するもの</p> <p>(1) 対象者 国民健康保険の被保険者である被用者で、新型コロナウイルス療養のため労務に服することができない者</p> <p>(2) 支給期間 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間。ただし、給与収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。</p> <p>(3) 支給額 直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×$2/3$×支給期間</p> <p>(4) 適用期間 令和2年1月1日から別に規則で定める日までの間で療養のため労務に服することが出来ない期間（ただし入院が継続する場合等は健康保険と同様最長1年6月まで）</p>	
<p>第25号</p>	<p>伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例</p>	<p>【理由】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例を定めること及び地方税法等の一部を改</p>	<p>国民健康保険課</p>

		<p>正する法律による地方税法の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例を定めるもの</p> <p>(2) 長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例に低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除を加えるもの</p> <p>(3) 短期譲渡所得に係る読替規定を改めるもの</p>	
第26号	伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 家庭的保育事業等における保育所等との連携について改めるもの</p> <p>(2) 家庭的保育者の条件を改めるもの</p> <p>(3) 居宅訪問型保育事業者が提供する保育を改めるもの</p>	こども保育課
第27号	伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を	<p>【理由】</p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支</p>	こども保育課

	改正する条例	<p>援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 特定地域型保育事業等における特定教育・保育施設等との連携について改めるもの</p> <p>(2) その他条文の整備を図るもの</p>	
第28号	伊勢崎市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>群馬県小口資金融資促進制度に準じ、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>中小企業者の定義を改めるもの</p>	商工労働課
第29号	伊勢崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>あずま東部地区農業集落排水処理施設を廃止することに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>あずま東部地区農業集落排水処理施設を削るもの</p>	上下水道局総務課